

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年9月30日
【発行者名】	DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)
【代表者の役職氏名】	バイス・プレジデント ダニエル・ヘクラー (Daniel Häckler, Vice President) バイス・プレジデント ディルク・シュナイダー (Dirk Schneider, Vice President)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、 ブールバール・コンラ・アデヌール2番 (2, Boulevard Konrad Adenauer, 1115 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）】	外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース／毎月分配型) (DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD))
【届出の対象とした募集（売出）】	外国投資信託受益証券の金額】 65億アメリカ合衆国ドル（約6,947億円）を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円）による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2020年6月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また、その他一部の情報を更新するため、ならびに2020年9月30日付でファンドの設立地における税制に関する記載、受益証券の買戻しに関する記載および公告方法等について、ファンドの設立地における目論見書および約款が更新されたことから、これらに関連する記載を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み ③ 管理会社の概況	(c) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況		1 ファンドの運用状況		追加または更新
		2 販売及び買戻しの実績		
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（半期報告書「5 管理会社の経理の概況」は、原届出書に対する訂正に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

DWSインベストメント・エス・エー（DWS Investment S.A.）（以下「管理会社」という。）が管理する米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース／毎月分配型）（DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)）（以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

ファンドの実績は、あくまで過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2020年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	3,142,635.00	97.88
現金その他の資産（負債控除後）		68,132.95	2.12
合計 (純資産総額)		3,210,767.95 (約336百万円)	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円）による。

（注３）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、受益証券は米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

<参考情報>

主要な資産の状況

（2020年7月末日現在）

銘柄	種類	国・地域等	投資比率(%)
DWS Emerging Sovereign Bond Master Fund USD (AUD)	投資信託受益証券	ルクセンブルグ	97.88

（２）運用実績

① 純資産の推移

2020年7月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2019年8月末日	3,660,493.37	382,887,607	47.51	4,970
9月末日	3,519,261.45	368,114,748	47.16	4,933
10月末日	3,577,670.87	374,224,373	48.10	5,031
11月末日	3,420,604.12	357,795,191	46.85	4,901
12月末日	3,425,134.58	358,269,077	48.80	5,104
2020年1月末日	3,314,300.04	346,675,784	47.29	4,947
2月末日	3,165,528.86	331,114,319	45.36	4,745
3月末日	2,437,064.49	254,916,946	35.03	3,664
4月末日	2,614,788.03	273,506,828	37.84	3,958
5月末日	2,832,288.63	296,257,391	41.13	4,302
6月末日	2,980,914.46	311,803,653	43.29	4,528
7月末日	3,210,767.95	335,846,328	46.69	4,884

<参考情報>

純資産の推移

基準日：2020年7月末日



② 分配の推移

2020年7月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

	1口当たり分配金額 (税引き前)	
	米ドル	円
2019年8月20日	0.20	21
2019年9月20日	0.20	21
2019年10月21日	0.20	21
2019年11月20日	0.20	21
2019年12月20日	0.20	21
2020年1月20日	0.20	21
2020年2月20日	0.20	21
2020年3月23日	0.20	21
2020年4月20日	0.20	21
2020年5月20日	0.20	21
2020年6月22日	0.20	21
2020年7月20日	0.20	21

<参考情報>

	1口当たり分配金額 (税引き前)	
	米ドル	円
直近1年間累計	2.40	251
設定来累計	45.40	4,749

(注) 設定来累計とは、運用開始日である2012年4月24日から2020年7月末日までの期間における分配金の累計額である。

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
2019年8月1日～2020年7月末日	-0.12

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2020年7月末日現在の1口当たりの純資産価格（上記期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2019年7月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

<参考情報>

》 収益率の推移



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末日現在の1口当たりの純資産価格（当該会計年度中の税引前分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、2012年の場合は1口当たり当初発行価格（100米ドル））

(注2) 2012年は運用開始日（2012年4月24日）から年末までの収益率であり、2020年は年初から7月末日までの収益率です。

(注3) ファンドにベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

下記の期間における販売および買戻しの実績ならびに2020年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2019年8月1日～2020年7月末日	0 (0)	8,276 (8,276)	68,767 (68,767)

（注1）（ ）の数は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。

（注2）販売、買戻しおよび発行済口数については、小数点以下を四捨五入して整数で表示している。よって合計額が一致しないことがある。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび円で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円）で換算されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース／毎月分配型）

投資有価証券明細表およびその他の純資産計算書を含む純資産計算書である。

投資ポートフォリオ

2020年6月30日現在

銘柄名	口数 ／通貨	数量／額面		報告期間 中の買 付／追加	報告期間 中の売 却／処分	市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
							(米ドル)	(円)	(%)
投資ファンド受益証券							2,942,400.00	307,775,040	98.71
グループ内ファンド受益証券							2,942,400.00	307,775,040	98.71
米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（豪ドルクラス）（LU0758194046）（0.400%）	口数		30,000口		2,000口	98.0800米ドル (10,259円)	2,942,400.00	307,775,040	98.71
有価証券ポートフォリオ合計							2,942,400.00	307,775,040	98.71
		(表示通貨)	(円)						
銀行預金							41,216.05	4,311,199	1.38
預託銀行に預け入れた要求払預金									
米ドル建て預金	USD	39,198.97	4,100,212			% 100	39,198.97	4,100,212	1.31
EU／欧州経済領域国通貨建て預金	USD	1,743.47	182,367			% 100	1,743.47	182,367	0.06
米ドル以外の通貨建て預金									
日本円	JPY	29,466.00	29,466			% 100	273.61	28,620	0.01
資産合計 ¹							2,983,616.05	312,086,239	100.09
その他の負債							-2,701.59	-282,586	-0.09
費用項目による負債	USD	-2,696.40	-282,043			% 100	-2,696.40	-282,043	-0.09
追加のその他の負債	USD	-5.19	-543			% 100	-5.19	-543	0.00
純資産							2,980,914.46	311,803,653	100.00
受益証券1口当たり純資産価格							43.29	4,528	
発行済受益証券口数							68,867.000口		

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。

報告期間中に完了し、既に投資ポートフォリオに表示されていない取引の一覧は、請求に応じて管理会社から無料で入手可能である。

為替レート（間接相場）

日本円 107,692308円＝1米ドル

2020年6月30日現在

評価に関する注記事項

管理会社が受益証券1口当たりの純資産価格を決定し、ファンドの資産評価を行う。基礎的な価格データの手配および価格の検証は、管理会社が法律および規制上の要求事項あるいはファンド目論見書において規定された評価方法の原則に基づいて導入している手法に従って行われる。

取引価格が入手できない場合、価格は外部の価格情報提供者としてのステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHのルクセンブルグ支店と管理会社との間で合意され、かつ可能な限り市場パラメータに基づく評価モデル（生成された市場価値）の活用により決定される。当該手順は継続的なモニタリング・プロセスの対象となっている。第三者から入手した価格情報に関する信頼性の確認は、その他の評価機関、モデル算式もしくはその他の適切な手順の利用を通して行われる。

本報告書で報告されている投資評価額は生成された市場価値に基づくものではない。

脚注

- 1 残高がマイナスのポジション（該当がある場合）は含まれていない。

当報告期間中の中間分配

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(米ドル)	(円)
中間分配	2020年1月20日	USD	0.20	20.92
中間分配	2020年2月20日	USD	0.20	20.92
中間分配	2020年3月23日	USD	0.20	20.92
中間分配	2020年4月20日	USD	0.20	20.92
中間分配	2020年5月20日	USD	0.20	20.92
中間分配	2020年6月22日	USD	0.20	20.92

一般情報

本報告書に記載するファンドは、投資信託に適用される2010年12月17日付のルクセンブルグ法パートII（その後の改正を含む）に基づく投資ファンド（fonds commun de placement）であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に適用される2013年7月12日付改正法に基づくオルタナティブ投資ファンド（AIF）とみなされている。

パフォーマンス

ミューチュアル・ファンド（投資信託）の投資収益、すなわちパフォーマンスは、ファンド受益証券の価額の変動によって測定される。受益証券1口当たり純資産価格（＝買戻価格）に、例えば、DWSインベストメント・エス・エーの投資勘定の範囲内において無償で再投資される中間分配金を加算した金額が、評価額の算定の基礎として用いられる。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではない。対応するベンチマークが定められている場合は、本報告書に表示されている。本報告書中のすべての財務データは、2020年6月30日現在の値である（別途明示されている場合を除く）。

売出目論見書

ファンド受益証券の購入は、最新の売出目論見書および運用管理規程、ならびに主要投資家情報文書に加え、直近の監査済年次報告書および直近の年次報告書後に中間報告書がある場合にはかかる中間報告書に基づき行われる。

発行価格および買戻価格

現時点の発行価格および買戻価格、ならびに受益証券保有者向けの他のすべての情報は、管理会社の登記事務所で、または支払代理人から随時請求できる。また、発行価格および買戻価格は、受益証券の募集を実施した各国で、適切な媒体（インターネット、電子情報システム、新聞等）を通じて公示される。

新型コロナウイルス感染症の危機

新型コロナウイルス感染症は、2020年1月から感染が拡大して以降、深刻な経済危機をもたらしているが、経済、各市場および各セクターに及ぼされる具体的な影響については、不確実性が高いことから現時点では信頼性をもって見積もることができない。この状況を踏まえて、当ファンドの管理会社は主要なサービス・プロバイダーと協議し、当ファンドの講じた措置および策定した事業継続計画が現時点で予測可能な、または進行中の運用リスクを抑制するものであり、また、当ファンドの運用に支障を来すことがないよう対処するものであると考えている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生と世界中での感染拡大により、2020年に起こりうる影響は不確実なものとなっており、本報告書の作成時点で評価を結論付けることはできない。管理会社は、投資者の利益を最大限に保護するために、適切と考えられるすべての措置を講じている。

（２）投資有価証券明細表等

ファンドの投資有価証券明細表については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載したファンドの「投資ポートフォリオ」を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2020年7月末日現在、管理会社の払込済資本金は30,677,400ユーロ（約38億799万円）で、1株511.29ユーロ（約63,466円）のクラスA記名株式30,000株およびクラスB記名株式30,000株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.13円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

DWSインベストメント・エス・エーは、ファンドのために、2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社を務め、かつ、2013年7月12日法第2章に従いAIFMを務める。

2013年7月12日法の別紙Iに従い、管理会社は、投資運用業務（すなわちポートフォリオ運用およびリスク管理）を行う。また、管理会社は、管理事務業務（特に評価および価格決定、受益者名簿の維持ならびに受益証券の発行および買戻しを含む。）、マーケティング業務およびファンドの資産に関連するその他の業務（該当する場合）を行う。

2010年12月17日法パートII、2013年7月12日法、ならびに、適用除外、一般的な運用条件、受託者、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFM規則」という。）を補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）第231/2013号ならびにCSSFの事前の承認に従い、AIFMは、上記職務の一部を以下のとおり委任した。

- ・ AIFMは、自らの責任および管理下において、自らの費用負担により、DWSインベストメントGmbHとの間でファンドのためにポートフォリオ運用契約を締結している。
- ・ AIFMは、保管契約に従い、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店を通じて行為するステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHを、2010年法に定められる意味の範囲内の保管受託銀行に任命した。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、ドイツ法に基づき設立された、ドイツ、ミュンヘン80333、ブリーナー通り59番に登記上の事務所を有し、HRB 42872の番号でミュンヘン商業登記裁判所に登録されている有限責任会社である。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）およびドイツ連邦銀行の監督を受けている金融機関である。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、保管受託者として行為する認可をルクセンブルグのCSSFから受けており、保管受託サービス、ファンド管理事務サービスおよび関連するサービスを専門としている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、B 148 186の番号でルクセンブルグ商業および会社登記簿に登録されている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、米国の株式公開会社であるステート・ストリート・コーポレーションを最終親会社とするステート・ストリート・グループ会社の構成会社である。

保管受託銀行の職務

AIFMと保管受託銀行の関係は、保管契約の条項に従うものとする。保管契約の条項に基づいて、保管受託銀行は、以下の主要な業務を委託されている。

- 受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が適用法および約款に従って行われることを確保すること。
- 受益証券の価額が適用法および約款に従って計算されることを確保すること。
- 適用法および約款に抵触しない限り、管理会社の指示を実行すること。
- ファンドの資産に関わる取引において、通常の期限内に対価が支払われることを確保すること。
- ファンドの収益が適用法および約款に従って利用されることを確保すること。

- － ファンドのキャッシュおよびキャッシュ・フローを監視すること。
- － 保管される金融商品の保護預り、他の資産に関する所有権の確認および記録管理を含め、ファンドの資産を保護預りすること

管理会社の最終的な親会社はドイツ銀行である。

管理会社は、2020年7月末日現在、439本のファンドを管理しており、内訳は以下のとおりである。

(2020年7月末日現在)

資産クラス	純資産総額（100万ユーロ）
キャッシュ	33,078.10
株式	9,589.57
債券	33,991.50
マルチアセット	27,926.73
システムティック&クオンティタティブ・インベストメント	33,240.43
パッシブ	93,687.91
オルタナティブ	5,829.44
合計	237,343.67 (約29兆4,615億円)

（３）その他

本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所は下線で示します（図表に変更がある場合には、当該図表の右側に線で示します。）。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2020年2月14日 ファンドの約款変更

<訂正後>

(前略)

2020年2月14日 ファンドの約款変更

2020年9月30日 ファンドの約款変更

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下の通りです。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2012年3月16日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付および2020年2月14日付で変更済み。）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下の通りです。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2012年3月16日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付、 <u>2020年2月14日付および2020年9月30日付</u> で変更済み。）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

流動性リスク

流動性リスク管理システムでは、管理会社によるファンドの流動性リスクの監視を可能にし、ファンドの投資対象の流動性特性がその裏付けとなる債務に適合することを確保する手続が定められる。また、流動性リスク管理システムでは、通常の流動性状況および特別な流動性状況において、定期的にストレス・テストを実施する。かかるストレス・テストにより、管理会社は、ファンドの流動性リスクの評価および監視を行うことができる。適切な流動性管理により、ファンドの投資戦略、ファンドの流動性特性および適用される買戻方針は適正に結び付くことが確保される。管理会社は、予想されるもしくは実際の流動性不足またはファンドのその他の苦境に対処するために適切なエスカレーション措置が整備されることを確保する。したがって、受益者の権利に悪影響を与える可能性のある特別な場合、またはファンドの純資産総額の10%を超える買戻請求が行われる場合、管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格を決定し、ファンド資産の必要な換金が完了した時に限り買戻しを行う権利を留保する。かかる場合、当該時において手続中の申込み、転換および買戻請求は、このように計算された1口当たり純資産価格に基づき計算される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

流動性リスク

流動性リスク管理システムでは、管理会社によるファンドの流動性リスクの監視を可能にし、ファンドの投資対象の流動性特性がその裏付けとなる債務に適合することを確保する手続が定められる。また、流動性リスク管理システムでは、通常の流動性状況および特別な流動性状況において、定期的にストレス・テストを実施する。かかるストレス・テストにより、管理会社は、ファンドの流動性リスクの評価および監視を行うことができる。適切な流動性管理により、ファンドの投資戦略、ファンドの流動性特性および適用される買戻方針は適正に結び付くことが確保される。管理会社は、予想されるもしくは実際の流動性不足またはファンドのその他の苦境に対処するために適切なエスカレーション措置が整備されることを確保する。したがって、管理会社は、（大量の買戻しに対応する）ファンドの資産が売却された場合に限り、大量の買戻しを行う権利を有する。

(後略)

(3) リスクに関する参考情報

<訂正前>

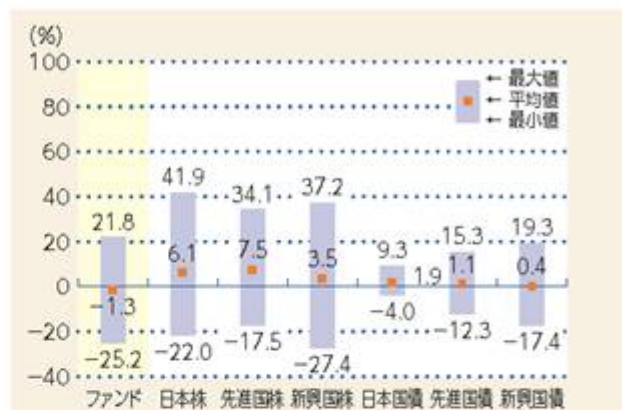
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用下さい。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移^{※1,※2}
(2015年5月～2020年4月)



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較^{※1,※3,※4}
(2015年5月～2020年4月)

グラフは、ファンド(基準通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。またファンドの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円換算されておられません。したがって、円換算した場合、騰落率は上記とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したものととして計算しており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※3 2015年5月～2020年4月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日本株: TOPIX(配当込み)
先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債: NOMURA-BPI国債
先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
(注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
(注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JP Morgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC(以下「J.P.Morgan」といいます。)が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

<訂正後>

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用下さい。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移※1,※2
(2015年8月～2020年7月)



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較※1,※3,※4
(2015年8月～2020年7月)

グラフは、ファンド（基準通貨ベース）と代表的な資産クラス（円ベース）のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。またファンドの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した場合、騰落率は上記とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※3 2015年8月～2020年7月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
 日本株: TOPIX(配当込み)
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI国債
 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 (注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチュ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC(以下「J.P.Morgan」といいます。)が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(A) 日本

2020年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

(C) 外国税務コンプライアンス法―「FATCA」

外国口座税務コンプライアンス法（通常「FATCA」という。）は、2010年3月に米国法として署名された追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）に規定される。かかる規定は、米国民による脱税を減らすことを目的とする米国の法律である。当該法律は、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）に対して、「特定米国人」により保有される「金融口座」に関する情報を、米国税務当局である内国歳入庁（以下「IRS」という。）に対して直接または間接的に毎年提供することを求めている。

通常、この要件を遵守しないFFIの一定の米国源泉所得について30%の源泉徴収税が課される。かかる制度は、2014年7月1日から2017年まで有効である。本ファンド等の非米国ファンドは、概ねFFIであり、「みなし遵守」FFIの資格を有する場合を除き、IRSとFFI契約を締結する必要がある、モデル1政府間協定（以下「IGA」という。）に従う場合、現地国のIGAに基づき「報告金融機関」または「非報告金融機関」として資格を有することがある。

IGAは、FATCA遵守の導入のため米国と外国法域の間で締結される取決めである。2014年3月28日付で、米国とルクセンブルグはモデル1 IGAおよびこれに関する覚書を締結した。その結果、ファンドは、当該ルクセンブルグIGAを適宜遵守しなければならない。

管理会社は、FATCAおよび特にルクセンブルグIGAが課す要件の範囲を継続的に評価する。遵守する目的で、管理会社は、とりわけ、全受益者に対して、特定米国人の資格を有するか否か証明するために、税務上の居住国に関する必要的書証を提供するよう求めることができる。

受益者および受益者のために行為する仲介人は、ファンドの現方針が、受益証券を米国人の勘定のために提供または売却しないこと、また、その後米国人に対して受益証券を譲渡することを禁止することであることを留意すべきである。受益証券が米国人により実質的に保有される場合、管理会社は、その裁量で、当該受益証券を強制的に償還することができる。さらに、受益者は、FATCA法に基づき、特定米国人の定義は、現在の米国人の定義よりも幅広い投資者を含むことに留意すべきである。そのため、管理会社は、ルクセンブルグIGAの施行がさらに明確になった場合、ファンドに追加で投資することを禁止される投資者の種類を幅広くすることおよびこれに関し既存の投資者の持高に関して提案を行うことがファンドの利益になると判断する場合がある。

(D) 共通報告基準（以下「CRS」という。）

OECDは、世界的な包括的かつ多国間の情報の自動的交換を達成するための国際的な報告基準を策定するよう、G8／G20諸国から指令を受けた。CRSは、2014年12月9日に採択された行政協力に関する改正指令（現在は一般に「DAC2」という。）に組み込まれ、EU加盟国は、2015年12月31日までに同指令を各国の国内法に導入しなくならなかった。DAC2は、2015年12月18日付の法律（以下「CRS法」という。）によりルクセンブルグの法律に導入された。同法は、2015年12月24日にメモリアルA第244号に公告された。

CRS法により、特定のルクセンブルグ金融機関（本ファンド等の投資信託は、原則として、ルクセンブルグ金融機関としての資格を有する。）は、その口座保有者を特定し、当該保有者の課税上の居住地を確定しなければならない。この点に関して、ルクセンブルグ報告金融機関として分類されるルクセンブルグ金融機関は、口座保有者のCRSに係る地位および／または課税上の居住地を確定するために、口座開設時に身元証明書を取得しなければならない。

ルクセンブルグ報告金融機関は、報告対象法域（勅令で特定される。）における課税上の居住者である口座保有者およびその支配権を有する者（場合に応じて）の2016年の金融口座情報に関する最初の報告を、ルクセンブルグ税務当局（Administration des contributions directes）に対して

2017年6月30日までに行う必要がある。ルクセンブルグ税務当局は、管轄する外国税務当局とかか
る情報を2017年9月末までに自動的に交換する。

（後略）

<訂正後>

(A) 日本

2020年9月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

(C) 外国税務コンプライアンス法－「FATCA」

外国口座税務コンプライアンス法（通称「FATCA」）の規定は、2010年3月に米国で施行された追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）の一部である。この米国の規定は、米国民による脱税の防止を図るものである。これに伴い、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）は、米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に対し、「特定」米国人が直接的または間接的に保有している金融口座に関する年1回の情報開示を行う義務を負う。通常、この報告義務を履行していないFFI（非参加外国金融機関（NPPFI）と称する。）については、一定の米国源泉所得に対して30%の罰則的な税金の源泉徴収が適用される。

原則として、本ファンド等の非米国ファンドはFFIの地位にあり、かかる非米国ファンドが「FATCAを遵守しているもの」に分類されない場合、または適用あるモデル1政府間協定（以下「IGA」という。）が施行されていることを条件としてかかる非米国ファンドが「報告金融機関」もしくは「非報告金融機関」として本国に適用されるIGAの要件を満たしていない場合には、IRSとの間でFFI契約を締結する必要がある。IGAとは、アメリカ合衆国と他の国々の間のFATCAに基づく要件の実施に関する協定である。ルクセンブルグは、2014年3月28日、米国との間のモデル1協定および関連する覚書に署名した。ルクセンブルグでは、このIGAは、2015年7月24日付の法律により国内法に法制化された（以下「FATCA法」という。）。

管理会社は、FATCAにより生じる要件および特にルクセンブルグIGAにより生じる要件ならびに国内の施行法により生じる要件すべてに従う。とりわけ、これに関連しては、それを踏まえて新規の受益者を特定米国人に分類する必要があるかを判断できるようにするために、管理会社が、かかる受益者に対し、その課税上の居住地を証明するのに必要な文書を提出するよう要求することが必要となる場合がある。

受益者および受益者のために行う仲介人は、適用ある本ファンドの原則に従い、米国人の勘定で受益証券の募集または販売を行うことはできないこと、およびその後米国人に対して受益証券を譲渡することは禁止されていることに留意すべきである。米国人が実質的所有者として受益証券を保有する場合、管理会社は、その裁量で、当該受益証券の強制買戻しを実施することができる。

(D) 共通報告基準（以下「CRS」という。）

世界レベルでの包括的かつ多国間の情報の自動的交換を促進するため、OECDは、G8／G20諸国から、国際的な報告基準を策定するよう指令を受けた。この報告基準は、2014年12月9日付の行政協力に関する改正指令（以下「DAC2」という。）に盛り込まれている。EUの加盟国は、2015年12月31日までにDAC2を国内法に法制化した。DAC2は、2015年12月18日付の法律（以下「CRS法」という。）によりルクセンブルグにおいて立法化された。

共通報告基準の下では、ルクセンブルグ法に基づく特定の金融機関は、その口座保有者の身元確認を行い、かかる口座保有者が課税上の居住者となる場所を判断する義務を負う（同法に基づき、本ファンド等の投資信託は、通常、ルクセンブルグ法に基づく金融機関とみなされる。）。この目的のため、報告金融機関とみなされるルクセンブルグ法に基づく金融機関は、口座開設時に、CRSに定められる意味の範囲内の地位および／またはかかる金融機関の口座保有者の課税上の居住地を判断するために自己申告による情報開示を受ける必要がある。

ルクセンブルグの報告金融機関は、2017年から、ルクセンブルグ税務当局（Administration des contributions directes）に対し、年1回ベースで金融口座の保有者に関する情報（最初は2016年度に関するもの）を提供する義務を負う。この通知は、年1回、6月30日までに行わなければなら

ず、特定の場合においては、この通知には、（大公国規則により定められる）報告要件の対象となる国の税務上の居住者である支配権を有する者も含まれる。ルクセンブルグ税務当局は、年1回、管轄権を有する外国税務当局とかかる情報を自動的に交換する。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（a）海外における申込（販売）手続等

受益証券の発行

（中略）

受益証券の発行の停止は、ルクセンブルグの日刊紙において公告され、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公告される。

（中略）

販売制限

発行されたファンドの受益証券は、募集または販売が許可されている国においてのみ、一般に募集または販売をすることができる。管理会社または管理会社により認可された第三者が、現地の規制当局からその許可を取得していない限り、販売目論見書は、受益証券購入の勧誘の構成要素とならず、受益証券購入の勧誘目的で販売目論見書を使用することはできない。

（後略）

<訂正後>

（a）海外における申込（販売）手続等

受益証券の発行

（中略）

管理会社は、受益証券の発行の停止を、ウェブサイト（www.dws.com）において公告し要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公告する。

（中略）

販売制限

ファンドの受益証券は、EU / EEA（欧州経済領域）以外の投資家にのみ助言、提供、または販売されるため、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（PRIIPS KID）に関するEU規則（EU規則1286/2014）の範囲外である。したがって、このファンドにはPRIIPS KIDは発行されない。

発行されたファンドの受益証券は、募集または販売が許可されている国においてのみ、一般に募集または販売をすることができる。管理会社または管理会社により認可された第三者が、現地の規制当局からその許可を取得していない限り、販売目論見書は、受益証券購入の勧誘の構成要素とならず、受益証券購入の勧誘目的で販売目論見書を使用することはできない。

（後略）

2 買戻し手続等

<訂正前>

（a）海外における買戻し手続等

ファンドの受益証券は、各評価日にその買戻価格で買い戻される。買戻価格は、1口当たり純資産価格から投資者が支払う買戻手数料を差し引いた額に対応する。現時点では買戻手数料は課されな

い。印紙税またはその他の課税金が適用される国において受益証券が買い戻される場合、各買戻金額はそれに応じて減額される。

ファンドの純資産総額の10%を超える買戻請求が行われる場合、管理会社は、保管受託会社の事前の同意の上、同等の資産を早急に換金した時に限り、適用される買戻価格で受益証券の買戻しを行う権利を留保する。ただし、常に受益者の最大の利益のために行動する（約款の第9条を参照のこと）。

受益証券は、管理会社ならびに販売および支払代理人に対して返還することができる。受益者に対するその他の支払いもまた、これらの事務所を通じて行うことができる。

繰延販売手数料を課さない受益証券の買戻しに関する買戻金額の計算の一例を以下に示す（注）。

純資産総額	米ドル	1,000,000.00
÷ 参照日に発行している受益証券口数		10,000.00
受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	100.00
－ 買戻手数料（0.0%）	米ドル	0.00
受益証券1口当たり買戻金額	米ドル	100.00

（注）計算例は単に例示を目的としたものであり、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のパフォーマンスについての推論を許可するものではない。

上記計算例にて使用される買戻手数料の例は実際に日本にて適用される料率とは異なる場合がある。

受益者全員の利益または管理会社もしくはファンド保護のために必要と見なした場合、管理会社は買戻価格で全受益証券を一方的に買い戻すことができる。

発注の受理

（後略）

<訂正後>

(a) 海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

ファンドの受益証券は、各評価日にその買戻価格で買い戻される。買戻価格は、1口当たり純資産価格から投資者が支払う買戻手数料を差し引いた額に対応する。現時点では買戻手数料は課されない。印紙税またはその他の課税金が適用される国において受益証券が買い戻される場合、各買戻金額はそれに応じて減額される。

受益証券は、管理会社ならびに販売および支払代理人に対して返還することができる。受益者に対するその他の支払いもまた、これらの事務所を通じて行うことができる。

買戻手数料を課さない受益証券の買戻しに関する買戻金額の計算の一例を以下に示す（注）。

純資産総額	米ドル	1,000,000.00
÷ 参照日に発行している受益証券口数		10,000.00
受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	100.00
－ 買戻手数料（0.0%）	米ドル	0.00
受益証券1口当たり買戻金額	米ドル	100.00

（注）計算例は単に例示を目的としたものであり、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のパフォーマンスについての推論を許可するものではない。

上記計算例にて使用される買戻手数料の例は実際に日本にて適用される料率とは異なる場合がある。

受益者全員の利益または管理会社もしくはファンド保護のために必要と見なした場合、管理会社は買戻価格で全受益証券を一方的に買い戻すことができる。

買戻し額

受益者は、保有するすべてのクラスの受益証券について、その全部または一部の買戻しを請求することができる。

管理会社は、（大量の買戻しに対応する）ファンドの資産が売却された場合に限り、大量の買戻しを行う権利を有する。一般に、ファンドの純資産価額の10%を超える買戻し請求は大量の買戻しとみなされ、買戻し請求が、ファンドの純資産価額の10%を超えると評価される受益証券に関連するものである場合には、管理会社は、当該請求を実行する義務を負わない。

管理会社は、すべての受益者を平等に取り扱う原則を考慮した上で、最低買戻金額（定めのある場合）を免除する権利を留保する。

管理会社は、受益者の公正かつ平等な取扱いに配慮し、かつ、ファンドの残存する受益者の利益を考慮した上で、以下のとおり買戻し請求を繰り延べることを決定することができる。

ある評価日（以下「当初評価日」という。）に関して買戻し請求が受領され、その価額が、個別にまたは当初評価日に関して受領されたその他の請求とあわせてファンドの純資産価額の10%を超える場合、管理会社は、当初評価日に関するすべての買戻し請求をもれなく別の評価日（以下「繰延評価日」という。）に繰り延べる権利を留保するが、繰延評価日は当初評価日から15営業日以内であるものとする（以下「繰延べ」という。）。

繰延評価日は、管理会社が、とりわけ、ファンドの流動性特性および該当する市場環境を考慮した上で決定する。

繰延べの場合、当初評価日に関して受領された買戻し請求は、繰延評価日時点で計算された受益証券1口当たり純資産価格に基づき取り扱われる。当初評価日に関して受領されたすべての買戻し請求は、もれなく繰延評価日に関して取り扱われる。

当初評価日に関して受領された買戻し請求は、その後の評価日に関して受領された買戻し請求よりも優先的に取り扱われる。その後の評価日に関して受領された買戻し請求は、繰り延べられた買戻しに関するプロセスを終了するために最終評価日が決定されるまで、上記の同様の繰延べのプロセスおよび同様の繰延べの期間に従って繰り延べられる。

これらの前提条件に基づき、交換請求は買戻し請求と同様に取り扱われる。

管理会社は、ウェブサイト（www.dws.com）で、買戻しを申請した投資者のために繰延べを開始する旨の決定および繰延べの終了に関する情報を公表する。

買戻し制限

管理会社は、受益者の利益もしくは公益を考慮して必要と思われる場合、またはファンドもしくは受益者を保護するために必要と思われる場合、いつでもその裁量により、買戻し請求を拒絶しまたは受益証券の買戻しを一時的に制限、停止もしくは永久に中止することができる。

管理会社は、受益証券の買戻しの停止を、ウェブサイト（www.dws.com）において公告し、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公告する。

発注の受理

（後略）

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

<訂正前>

（前略）

（ii）純資産価格の計算の停止

（中略）

ルクセンブルグの規制当局は、停止期間の開始および終了について通知されるものとする。さらに、ファンドが登録されている外国規制当局は、停止期間の開始および終了について、適用法上要求される場合、通知されるものとする。受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止の通知は、ルクセンブルグの日刊紙において公告され、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公表される。

（後略）

<訂正後>

(前略)

(ii) 純資産価格の計算の停止

(中略)

ルクセンブルグの規制当局は、停止期間の開始および終了について通知されるものとする。さらに、ファンドが登録されている外国規制当局は、停止期間の開始および終了について、適用法上要求される場合、通知されるものとする。受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止の通知は、ウェブサイト（www.dws.com）において公告され、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公表される。

(後略)